

サービス付き高齢者向け住宅 レクラン那須塩原 運営規程

第1条 目的

この規程は、社会福祉法人京福会が設置するサービス付き高齢者向け住宅レクラン那須塩原（以下「入居者等」という。）が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資するとともに、本住宅の良好な生活環境を確保することを目的とします。

第2条 順守義務

(1) 本住宅は、入居契約書、重重要事項説明書、及びこの規程に従って管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供します。

第3条 入居対象者

入居対象者は60歳以上の方です。

第4条 入居定員及び居室数

本住宅の入居定員及び居室数は、次のとおりです。

(1) 入居定員 29人

(2) 居室数 29室

(Aタイプ9室 Bタイプ9室 Cタイプ2室 Dタイプ8室 Eタイプ1室)

第5条 職員の職種、配置数及び職務内容

本住宅の職員の職種、配置数及び職務内容は次の通りです。

職種	人数	勤務形態	職務内容
管理者	1	常勤 (併設の小規模多機能型居宅介護事業所の管理者と兼務)	職員及び業務の管理を一元的に行う。
事務員	1	常勤 (併設の小規模多機能居宅介護事業所の介護職員兼務)	入居者、その他、事務に係る業務、併設施設の介護業務を行う。
管理人	3	非常勤(専属)	清掃、相談等、本住宅の管理を行う。

第6条 管理運営業務

本住宅は、次の管理運営業務を行います。

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃等に関する業務
- (2) 建物設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 防災、防犯に関する業務
- (5) 広報、連絡および渉外に関する業務
- (6) 職員の管理と研修
- (7) 地域との協力

第7条 居室及び共用設備等の利用にあたっての留意事項

居室及び共用設備等の利用にあたっての主な留意事項は、次の通りです。

- (1) 他の入居者の迷惑となる行為は禁止です。
- (2) 本住宅の建物や設備に損害を与える危険性のある行為は禁止です。
- (3) 原則として建物内は禁煙です。
- (4) 居室及び共用設備等の使用には十分注意をし、清潔を保つこととします。

第8条 居室の維持・補修

本住宅が設置したものについては、自ら補修します。ただし、入居者が故意又は過失等、不当は使用により居室等を損傷又は汚損したときは、これらの補修に要する費用は入居者の負担とします。

第9条 サービスの内容及び費用負担の内訳

- (1) 家賃等

居室タイプ	間取り	家賃	共益費	相談援助 緊急通報 サービス	光熱水費	合計
Aタイプ	1DK	60,000円	10,000円	6,000円	ご利用分	76,000円
Bタイプ	1DK	66,000円	10,000円	6,000円	ご利用分	82,000円
Cタイプ	1LDK	77,000円	10,000円	6,000円	ご利用分	93,000円
Dタイプ	1R	43,000円	10,000円	6,000円	15,000円	74,000円
Eタイプ	1R	51,000円	10,000円	6,000円	15,000円	82,000円

※1ヶ月に満たない期間の賃料及び共益費は、日割り計算とします。

(2) その他、選択制のサービス

食事サービス

(食事サービスをご利用される際は、合同会社ユウゴウ、トータルフーズとの契約が必要となり、別途料金がかかります。)

食事サービス利用料金 (税込)

朝食	410 円
昼食	486 円
夕食	497 円
1 日	1,393 円

(3) 介護サービス

介護保険法に基づく介護サービスの提供が必要な場合は、入居者が個々に訪問介護事業所等と契約し、希望される介護サービスの提供を受ける事となります。

(4) 支払方法

家賃等及びサービス費用の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付の上、毎月 10 日までに請求します。本住宅はこれに基づき原則としてその金額を銀行口座から毎月 15 日に自動引き落としします。

入居者は、本住宅の指定する銀行に入居者様名義の普通預金口座を設け、その口座から毎月 15 日までに当月分を自動振替の方法によりお支払いいただきます。

第 10 条 医療を要する場合の対応

入居者に急な発病、発作等の緊急事態が起きた時は速やかに救急車要請を行う等、適切な措置を行います。

(救急車要請の必要がある場合は救急隊に行き先(病院)を決めてもらうため、かかりつけ病院にかかれるとは限りません。)

第 11 条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

本住宅は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者様の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、5 年間保存します。

第12条 虐待防止に関する事項

本住宅は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

その他、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 本住宅は、サービス提供中に当該住宅職員または養護者（入居者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを県に通報するものとする。

第13条 非常災害対策

本住宅は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。

- (1) 消防訓練（通報、避難、消火訓練）の実施（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

第14条 金銭管理

本住宅は、原則、金銭管理は行いません。

第15条 秘密保持等

本住宅は、業務上知り得た入居者等の秘密を保持します。また、本住宅の職員であった者に、業務上知り得た秘密を保持させるため、本住宅の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、本住宅の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

第16条 苦情処理

(1) 入居者様等は、本住宅に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- ①本住宅受付窓口レクラン那須塩原 電話番号 0287-60-3655
- ②栃木県保健福祉部高齢対策課 電話番号 028-623-3048
- ③栃木県保健福祉部指導監査課 電話番号 028-623-3567

(2) 入居者等からの苦情については、苦情対応マニュアルにより、迅速かつ誠実に対応します。

第 17 条 事故発生時の対応

(1) 本住宅は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

(2) 本住宅は、サービスの提供に伴って、本住宅の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(3) 本住宅は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

第 18 条 個人情報の保護

(1) 本住宅は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 本住宅が得た入居者の個人情報については、本住宅でのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとします。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。